

平成30年度  
NPO法人ジュントス定期総会

平成30年6月5日(火)  
午後7:00～ 百番

会 次 第

1. 開 会 の 言 葉
2. 理 事 長 挨拶
3. 議 長 選 出
4. 議 事
  - 第1号議案 平成29年度の事業報告並びに収支決算書承認の件  
監査報告
  - 第2号議案 平成30年度の事業計画(案)並びに収支予算書(案)の承認の件
  - 第3号議案 役員改選
  - 第4号議案 定款変更について
  - 第5号議案 その他
5. 閉 会 の 言 葉

懇 親 会

## 平成29年度事業報告書

### 1. 事業の成果

- 古田地区水力発電事業の決済が完了した。
- 種子島NPOネットワーク協議会に参加、協力した。

### 2. 活動報告

日付	活動内容
5月29日	NPO法人ジュントス総会
11月1日	NPOネットワーク連絡協議会役員会
12月7日	NPOネットワーク連絡協議会役員会
12月15日	NPO法人ジュントス忘年会
2月10日	中高生と語る会(インフルエンザ流行により中止)

平成29年度「特定非営利活動に係る事業会計」収支決算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

特定非営利活動法人ジュントス

収入の部

科 目	予算額	決算額	増減	備 考
<b>1. 会費・入金収入</b>	<b>70,000</b>	<b>55,000</b>	<b>-15,000</b>	
1. 正会員会費	70,000	55,000		5,000円 x 11人
<b>2. 事業収入</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
1. 多目的ホールの開設・運営事業	0	0		
2. まちづくりに関する展示会、講演会、イベントの企画・開催事業	0	0		
3. 交流人口・観光人口増加のための、支援、協力、情報提供事業	0	0		
<b>3. 雑収入</b>	<b>400,000</b>	<b>703,741</b>	<b>303,741</b>	
切手類販売	400,000	427,512		
その他	0	276,229		忘年会26000 利息229 サステナジー250000
<b>4 前期繰越収支差額</b>	<b>250,242</b>	<b>250,242</b>	<b>0</b>	
前期繰越収支差額	250,242	250,242		
<b>当期収入合計</b>	<b>720,242</b>	<b>1,008,983</b>	<b>288,741</b>	

支出の部

科 目	予算額	決算額	増減	備 考
<b>1. 事業費</b>	<b>100,000</b>	<b>0</b>	<b>-100,000</b>	
1. 多目的ホールの開設・運営事業				
2. まちづくりに関する展示会、講演会、イベントの企画・開催事業	50,000	0	-50,000	
3. 交流人口・観光人口増加のための、支援、協力、情報提供事業	50,000	0	-50,000	
<b>2. 管理費</b>	<b>599,242</b>	<b>476,310</b>	<b>-122,932</b>	
1. 通信費	60,000	58,779	-1,221	NTT・シナプスホームページ等
2. 管理委託費	120,000	120,000	0	事務所借料 10,000円×12カ月
3. 支払手数料	2,000	324	-1,676	
4. 諸負担金	10,000	5,000	-5,000	観光協会5,000円
5. 事務消耗品	50,000	1,404	-48,596	コピー・書類印刷
6. 広告宣伝費	10,000	6,480	-3,520	電話帳掲載
7. 旅費交通費	35,000	1,500	-33,500	NPOネットワーク協議会役員会
8. 会議費	100,000	109,580	9,580	水力発電44000 総会28980 NPOネットワーク8000 忘年会28600
9. 切手販売手数料	173,243	173,243	0	切手販売委託手数料
10. 予備費	38,999	0	-38,999	
<b>3. 法人税充当金</b>	<b>21,000</b>	<b>27,100</b>	<b>6,100</b>	
1. 法人市民税		0	0	減免
2. 法人県民税	21,000	27,100	6,100	均等割り
<b>当期支出合計</b>	<b>720,242</b>	<b>503,410</b>	<b>-216,832</b>	
<b>当期収支差額</b>	<b>0</b>	<b>505,573</b>		

財産目録

平成30年3月31日現在

資産の部

科目		備考		金額
流動資産	現金			72,960
	普通預金	鹿児島銀行種子島支店	888240	0
		九州労働金庫種子島支店	3003903	0
		鹿児島相互信用金庫種子島支店	1101529	5,101
		ゆうちょ銀行	20319461	0
		ゆうちょ銀行	01740-6-56211	427,512
	合計			505,573

## 平成29年度決算監査報告書

### 1. 監査の実施概要

私たちは、平成30年6月5日午後6時30分より、特定非営利活動法人ジュントス事務所において特定非営利活動法人ジュントスの平成29年度（監査対象期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日）の会計と執行状況について監査を行いました。なお監査立会者は、理事長 榎本 孝 事務局 幸 久稔 の2名でした。

### 2. 監査意見

監査の結果、私たちの意見は次の通りです。

会計については、帳簿、その他の証拠書類について監査した結果、収支決算書及び預金明細書は違算なく、平成29年度の収支と財産状態を適正に表示していると認めます。

平成30年6月5日

監事 江籠 伸博 ⑩

監事 中久保 正晃 ⑩

## 平成30年度事業計画（案）

### 1. 事業

○ 種子島NPOネットワーク協議会

○ 種子島観光協会

○ 種子島グリーンツーリズム推進協議会

平成30年度「特定非営利活動に係る事業会計」収支予算書(案)

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

特定非営利活動法人ジュントス

収入の部

科 目	金 額	備 考
1. 会費・入会金収入	70,000	
1. 正会員会費	70,000	5,000円 x 14人
2. 事業収入	0	
1. 多目的ホールの開設・運営事業	0	
2. まちづくりに関する展示会、講演会、イベントの企画・開催 事業	0	
3. 交流人口・観光人口増加のための、支援、協力、情報提供 事業	0	
3. 雑収入	400,000	
雑収入	400,000	収入印紙手数料他
4 前期繰越収支差額	505,573	
前期繰越収支差額	505,573	
当期収入合計	975,573	

支出の部

科 目	金 額	備 考
1. 事業費	200,000	
1. 多目的ホールの開設・運営事業	0	
2. まちづくりに関する展示会、講演会、イベントの企画・開催 事業	100,000	
3. 交流人口・観光人口増加のための、支援、協力、情報提供 事業	100,000	
2. 管理費	754,573	
1. 通信費	60,000	NTT等
2. 管理委託費	120,000	事務所借料 10,000円x12カ月
3. 支払手数料	2,000	諸振込等
4. 諸負担金	10,000	観光協会5,000円 NPOネットワーク協議会5,000円
5. 事務消耗品	50,000	コピー・書類印刷
6. 広告宣伝費	10,000	電話帳掲載
7. 旅費交通費	35,000	
8. 会議費	100,000	総会費等
9. 切手販売手数料	213,756	切手販売手数料
10. 予備費	153,817	
3. 法人税充当金	21,000	
1. 法人市民税	0	均等割り
2. 法人県民税	21,000	均等割り
当期支出合計	975,573	
当期収支差額	0	

## 定款変更について

平成 28 年改正前の特定非営利活動促進法では、NPO法人は、①債権の申出の催告（法第 31 条の 10）、②清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始（法第 31 条の 12）、③合併認証後の債権者へ合併に異議があれば期間内に述べるべきこと（法第 35 条第 2 項）、において公告することが義務付けられており、①及び②の公告は官報に掲載してすることとされています。

平成 28 年法改正において、NPO法人は、貸借対照表について、定款で定める方法により、公告することが義務付けられました。（法第 28 条の 2）

このことにより、貸借対照表の公告を、現行の定款で規定されている方法とは別の方法とする場合は、定款の変更が必要となります。（この部分のみの変更であれば届出事項となります。）

### 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する場合

現行定款	変更案
第 9 章 公告の方法 （公告の方法） 第 5 3 条 この法人の公告は、この法人の 掲示板に掲示するとともに、官報に記載し て行う。	第 9 章 公告の方法 （公告の方法） 第 5 3 条 この法人の公告は、この法人の 掲示場に掲示するとともに、官報に掲載し て行う。 <u>ただし法第 2 8 条の 2 第 1 項に規 定する貸借対照表の公告については、この 法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行 う。</u>

平成30年度特定非営利活動法人ジュントス会員名簿

	氏名	郵便番号	住所	携帯
理事長	榎本孝	891-3111	西町 7066	090-4980-6315
理事	種子島秀州	891-3101	西之表 7638	090-3475-8320
	池山みどり	891-3117	桜が丘 7779-51	090-8835-1330
	高山千史		西之表 7762-B	090-1879-2916
監事	江籠伸博	891-3111	西町 40	
	河口修	891-3101	西之表 201	090-2715-8801
監事	中久保正晃	891-3117	桜が丘 7779-59	090-1976-7747
理事	久永裕司	891-3101	西之表 7470-1	090-7450-3322
理事	竹下秀樹	891-3111	西町 7112	090-3328-8934
	酒井道雄	891-3101	西之表 10410-13	090-8765-2782
理事	伊藤総一郎	891-3101	西之表 14408	090-9589-0982
	古賀朗	891-3113	東町 7059-5	090-3010-7920
	榎本善行	891-3101	西之表 16736-1	090-8418-7539
	濱田健孝	891-3111	西町 7064-2	090-5292-5188
	幸久稔	891-3113	東町 7-4	090-3071-0948

# 特定非利活動法人ジュントス

## 定款

制 定 平成 12 年 11 月 9 日  
最終改正 平成 30 年 5 月 28 日

## 特定非営利活動法人ジュントス定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ジュントスという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県西之表市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不特定多数の市民、団体に対して、幅広い分野でのまちづくり推進活動及びそれに関する、交流、支援、協力、情報発信などの事業を行い、もって活力のあるまちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、福祉の増進、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、又は援助の活動  
(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 人、物、情報の交流の場とする、多目的ホールの開設・運営事業
- (2) まちづくりに関する展示会、講演会、イベントの企画・開催事業
- (3) ポルトガルとの文化やスポーツ等の国際親善交流事業
- (4) 種子島交流人口・観光人口増加のための、支援、協力、情報提供事業
- (5) 身体障害者の社会参加のための支援、協力事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の行う非営利事業を、協賛又は支援する個人及び団体  
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(搬出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の搬出金品は返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上 5名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人

を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の数 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算書

(6) 役員を選任、職務及び報酬

(7) 残余財産の帰属

(8) 入会金及び会費の額

(9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 事務局の組織及び運営

(11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、

少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は、記名押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項  
(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から、14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記

名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度事業の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(臨時の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次の掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の死亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員数総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 号第 2 号の事由により解散をするときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属は、法第 11 条第 3 項の規定に従い、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て選定する。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に記載して行う。ただし法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第 10 章 雑 則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長 有馬 寛治	理事 名越 常樹
副理事長 長野 力	同 久永 裕司
同 榎本 孝	同 松島 恒利
理事 竹内 情次	同 種子島 秀洲
同 橋野 一稔	同 荒木 久雄
同 竹下 秀樹	監事 中久保 正晃
同 名越 晴郎	同 江籠 伸博
同 伊藤 総一郎	

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年度の最初の通常総会までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 12 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 個人	0 円	団体	0 円
	賛助会員個人	0 円	団体	0 円
(2) 年会費	正会員 個人	5,000 円	団体	5,000 円
	賛助会員 個人	3,000 円	団体	10,000 円

附 則

1 この定款は、平成 17 年 3 月 20 日から施行する。(主たる事務所移転による変更)

附 則

1 この定款は、平成 18 年 5 月 31 日から施行する。(役員定数の変更)

附 則

1 この定款は、平成 20 年 5 月 31 日から施行する。(役員定数の変更)

附 則

1 この定款は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。(主たる事務所移転による変更ほか)

附 則

1 この定款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(役員及び職員の変更)(入会金及び会費)

附 則

1 この定款は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。(公告の方法)